

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

南部町長 工藤 祐直
(公印省略)

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出について（通知）

平素より、介護保険制度及び高齢者福祉行政の推進につきまして、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、南部町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例第 16 条第 20 号の規定に基づき、厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合にあつては、その妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、当該居宅サービス計画を南部町に届け出ることが義務化されました。

つきましては、提出書類等について下記のとおり通知いたします。

記

1. 届出対象

平成 30 年 10 月以降に作成又は変更した居宅サービス計画のうち、厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護（平成 30 年厚生労働省告示第 218 号）に規定する要介護度別の利用回数以上の訪問介護を位置づける居宅サービス計画

厚生労働大臣が定める回数

要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

※生活援助中心型のみ対象（身体介護が混在するサービスは除きます）

2. 提出書類

①訪問介護（生活援助中心型）の回数が多いケアプランの届出書（兼理由書）

②居宅サービス計画（第 1 表～第 7 表）の写し

③基本情報（フェイスシート）の写し

④課題分析表（アセスメントシート）の写し（当該計画作成時のもの）

⑤訪問介護計画書の写し（訪問介護事業所から提供されたもの）

（注）上記の書類提出後、ケースによっては別の書類の提出を求め場合がありますので、あらかじめご了承ください。なお、必要な書類等の様式は、町ホームページをご確認ください。

3. 提出期限

利用者へ居宅サービス計画を交付した月の翌月末日まで

4. 提出先

南部町健康福祉課 介護保険班（南部町健康センター 1 階）

5. 提出されたケアプランの取扱い

提出書類一式の内容について、適正なケアマネジメントが行われているかどうかを地域ケア会議において検証します。また、検証の過程で、南部町から事業所へ追加して資料の提出を求めたり、ヒアリングまたは照会等を行う場合があります。

検証の結果は、後日事業所へお知らせする予定です。また、南部町が必要と判断する場合には、事業所へサービス内容等の是正・改善を求める場合があります。

（ 担 当 ）

南部町健康福祉課 介護保険班

〒039-0595 南部町大字下名久井字白山 91 番地 1

電話：0178-60-7101（直通）